(4)　最大高潮時海岸線上鹿児島県肝属郡肝付南大隅両町界から同町界正南六千メートルの点及び同県指宿市開聞岳頂上から同郡南大隅町佐多岬灯台を通る線上同灯台から六千メートルの点を経て同灯台に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域並びに同灯台を中心とする半径六千メートルの円弧により囲まれた海域のうち同開聞岳頂上から同灯台を通る線と同灯台から同県南さつま市坊ノ岬灯台に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

(5)　鹿児島県種子島北端から同島南端、同県熊毛郡屋久島南端、同島西端、同郡口永良部島メガ埼突端、同島西端及び同県西之表市馬毛島北端を経て種子島北端に至る線により囲まれた海域においては、毎年四月一日から七月三十一日までの間は、操業してはならない。

(6)　次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、毎年八月一日から翌年三月三十一日までの間は、操業してはならない。

イ　鹿児島県熊毛郡屋久島早埼突端

ロ　イの点から鹿児島県指宿市開聞岳頂上に至る線と同県熊毛郡口永良部島西端から同県西之表市馬毛島北端に至る線との交点

ハ　鹿児島県熊毛郡口永良部島西端

ニ　鹿児島県熊毛郡口永良部島メガ埼突端

ホ　鹿児島県熊毛郡屋久島御埼突端

(7)　鹿児島県奄美市サンドン岩から半径一万メートルの海域においては、操業してはならない。

(8)　次の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

イ　北緯二十八度三十二分十四秒、東経百二十九度四十六分二十二秒の点

ロ　北緯二十八度三十二分十四秒、東経百二十九度五十分五十二秒の点

ハ　北緯二十八度二十八分十四秒、東経百二十九度五十分五十二秒の点

ニ　北緯二十八度二十八分十四秒、東経百二十九度四十六分二十二秒の点

ホ　北緯二十八度三十二分十四秒、東経百二十九度四十六分二十二秒の点

(9)　北緯二十八度十四分三十二秒、東経百二十九度五十三分四秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(10)　北緯二十八度十四分十四秒、東経百二十九度五十九分四秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(11)　北緯二十八度十五分二十六秒、東経百三十度三分四秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(12)　北緯二十八度十九分十四秒、東経百三十度四分五十二秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

（東海黄海海区）

(1)　東経百二十九度五十九分五十三秒の線以東の海域においては、操業してはならない。

(2)　山口県の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以遠十二海里以内の海域においては毎年五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。

(3)　佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端、同市若宮灯台及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線以東の海域においては、操業してはならない。

(4)　佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端、同市若宮灯台及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線以東の海域においては、操業してはならない。

(5)　長崎県対馬市神埼灯台から同県壱岐市若宮灯台に至る線以北、同県対馬市三島灯台正北の線以東の海域のうち、同市対馬の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以遠十二海里以内の海域においては毎年十月一日から翌年二月末日までの間は、操業してはならない。

(6)　長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬埼灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島埼突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち長崎県沖合海域においては、毎年四月一日から十一月三十日までの間は、操業してはならない。

(7)　長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬埼灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島埼突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

(8)　熊本県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合十五海里以内の海域においては、操業してはならない。

（太平洋中央海区）

北緯十二度十九秒以北の千葉県南房総市野島埼灯台正南の線、同灯台正南の線以西、東経百三十一度五十九分五十二秒以東の北緯十二度十九秒の線及び北緯十二度十九秒東経百三十一度五十九分五十二秒の点南西の線から成る線以北の海域（ミクロネシアの排他的経済水域を除く。）においては、操業してはならない。

2　魚種の制限

（北部太平洋海区）

(1)　かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

(2)　北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線の中心点正東の線以北の海域においては、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

(3)　毎年三月六日から九月十五日までの間は、いわしの採捕を目的として操業してはならない。

(4)　千葉県いすみ市太東埼灯台正東の線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との両線間の海域のうち最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

（中部太平洋海区）

(1)　毎年一月一日から四月十四日まで及び十一月一日から十二月三十一日までの間は、いわし、あじ及びさば以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

(2)　毎年四月十五日から十月三十一日までの間は、いわし、あじ、さば、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

（太平洋中央海区）

(1)　かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

(2)　西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号。以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する条約区域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）においては、農林水産大臣が定める期間内においては、めばちを採捕してはならない。